

郡山市東山霊園一般墓所及び合葬墓使用権の承継に関する要領

平成24年 8月24日 制定

平成30年 3月 8日 一部改正

令和 4年 2月 6日 一部改正

令和 6年 3月28日 最終改正

[環境部環境政策課]

第1 趣旨

この要領は、郡山市東山霊園条例及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、一般墓所及び合葬墓使用権の承継に必要な事項を定めるものとする。

第2 添付書類

- 1 規則第14条第1項に定める使用者の地位の承継についての同意は、承継同意書(第1号様式)により得るものとする。ただし、使用者が生死不明の場合は、これを省略する。
- 2 規則第14条第2項第2号に定める承継原因を証明する書類は、申出書(第2号様式)とする。
- 3 規則第14条第2項第4号に定める現使用者と承継人との続柄を証明する書類その他の現使用者に代わって祭しを主宰する者であることを示す書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 使用者の死亡により親族が承継する場合
 - ア 火葬の申請者が承継人の場合は、火葬許可証原本又は戸籍謄本(続柄の確認できるもの)
 - イ 火葬の申請者が承継人以外の場合は、戸籍謄本(続柄の確認できるもの)
 - (2) 使用者の死亡により縁故者が承継する場合は、火葬許可証原本(申請者が承継人の場合)など祭しを主宰するものであることを示す書類
 - (3) 生前に承継する場合は、戸籍謄本など続柄の確認できる書類
- 4 規則第14条第2項第5号に定めるその他市長が必要と認める書類は、誓約書(第3号様式)とする。ただし、承継する者が火葬の申請者である場合は、これを省略する。
- 5 規則第14条第4項第2号に定める承継原因を証明する書類は、火葬許可証原本又は戸籍謄本(死亡月日の確認できるもの)とする。
- 6 規則第14条第4項第4号に定める現使用者と承継人との続柄を証明する書類その他の現使用者に代わって祭しを主宰する者であることを示す書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 使用者の死亡により親族が承継する場合
 - ア 火葬の申請者が承継人の場合は、火葬許可証原本又は戸籍謄本(続柄の確認できるもの)
 - イ 火葬の申請者が承継人以外の場合は、戸籍謄本(続柄の確認できるもの)
 - (2) 使用者の死亡により縁故者が承継する場合は、火葬許可証原本(申請者が承継人の場合)など祭しを主宰するものであることを示す書類
- 7 規則第14条第4項第5号に定める埋蔵予定者を他の墓所に埋蔵した場合にあっては、その事実を証明する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 埋葬・埋蔵証明書
 - (2) 他の墓地への埋葬・埋蔵が分かる使用許可書
 - (3) 他の墓地への埋葬・埋蔵が分かる埋蔵記録簿等
- 8 規則第14条第4項第6号に定めるその他市長が必要と認める書類は、誓約書（第4号様式）とする。ただし、承継する者が火葬の申請者である場合は、これを省略する。

第3 省略することができる書類

規則第14条第5項に定める市長が不要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- 1 合葬墓使用者が死亡し、その使用許可に係る埋蔵予定者を合葬墓に埋蔵しようとする者（当該使用許可時に埋蔵しようとする焼骨を所持していない場合に限る）及び規則第14条第3項第3号に規定する者
 - (1) 現使用者の合葬墓使用許可書
 - (2) 承継原因を証明する書類
 - (3) 埋蔵予定者を他の墓所に埋蔵した場合にあっては、その事実を証明する書類
 - (4) 前条第8項に定める書類

附 則

この要領は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。